



福岡県医第2938号（地）

令和3年2月16日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公 印 省 略）

死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて別添のとおり連絡がありました。

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されました。

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第19条の2に規定する死亡診断書については、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、整理省令により、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとされております。

しかしながら、今回の改正に伴う死亡診断書（死体検案書）に係る手続きへの影響を緩和しつつ、改正後の規定に基づく運用への円滑な移行を図る観点から、当分の間は、既に配布されている改正前の様式による用紙を取り繕って使用することができる経過措置が設けられており、当分の間は、改正前の様式により、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）が戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条に規定する死亡の届出の際の添付資料等として遺族等から提出された場合について、当該死亡診断書（死体検案書）は、改正後の医師法施行規則第20条及び第四号書式に基づいて作成されたものとみなして差し支えないこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

以上

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄

会長 島田昇二郎

2医指第2816号

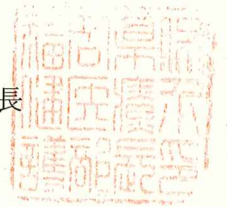
令和3年1月20日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。





事務連絡
令和3年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第19条の2に規定する死亡診断書については、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、整理省令により、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとしたところであるが、今回の改正に伴う死亡診断書（死体検案書）に係る手続への影響を緩和しつつ、改正後の規定に基づく運用への円滑な移行を図る観点から、当面の間は、死亡診断書（死体検案書）に係る取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

整理省令においては、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとする経過措置が設けられているところであり、当分の間は、改正前の様式により、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）（※）が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 86 条に規定する死亡の届出の際の添付書類等として遺族等から提出された場合については、当該死亡診断書（死体検案書）について、改正後の医師法施行規則第 20 条及び第四号書式又は改正後の歯科医師法施行規則第 19 条の 2 及び第四号書式に基づいて作成されたものとみなして差し支えないこと。

（※）署名に加えて押印がなされた死亡診断書（死体検案書）については、「署名がなされた死亡診断書（死体検案書）」に該当するため、「署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）」には該当しない。

なお、市区町村においては、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）が提出された場合は、記名された医師又は歯科医師に連絡し、整理省令により死亡診断書（死体検案書）については記名押印ではなく必ず署名（電子署名を含む。）によることとなったことについて、その趣旨を説明の上、理解を得るよう努めること。

また、上記の取扱いにかかわらず、医師又は歯科医師においては、今後、死亡診断書（死体検案書）を作成する場合においては、整理省令による改正後の医師法施行規則第 20 条又は歯科医師法施行規則第 19 条の 2 に基づき、記名押印ではなく署名（電子署名を含む。）する必要があることに留意すること。

（添付内容）

【別添】整理省令による医師法施行規則・歯科医師法施行規則の改正（死亡診断書（死体検案書）関係部分抜粋）

(別添)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号) (抜粋)

(医師法施行規則の一部改正)

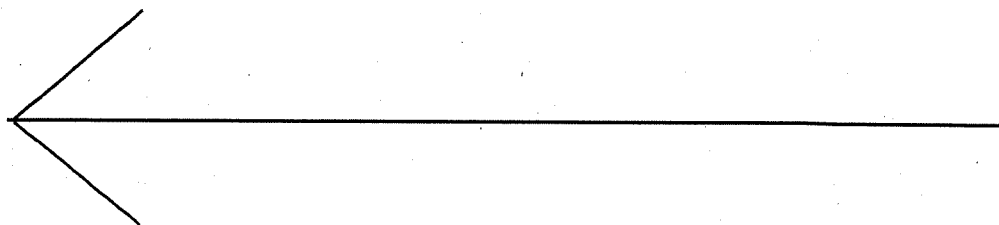
第八条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。 一、十三 (略) 2 (略)	第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、<u>記名押印又は署名</u>しなければならない。 一、十三 (略) 2 (略)

第二号の二書式から第四号書式までを次のように改める。



死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏 名	1男 2女		生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分					
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他 死亡したところ 番 地 番 号 (死亡したところの種別1~5) 施設 の 名 称					
死 亡 の 原 因	(ア) 直接死因 (イ) (ア) の原因 (ウ) (イ) の原因 (エ) (ウ) の原因 ◆1欄、2欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆1欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください					
死 因 の 種 類	1 病死及び自然死 外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					
外 因 死 の 追 加 事 項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところ 都道府県 市区町村 傷害が発生したところの種別 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 () ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください					
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム 単胎・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第 子) 妊娠週数 満 週 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 母の生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日 前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠週22週以後に限る) 1無 2有 { 3不詳					
その他特に付言すべきことがら						
上記のとおり診断 (検案) する 診断 (検案) 年月日 令和 年 月 日 本診断書 (検案書) 発行年月日 令和 年 月 日 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所 番 地 番 号 (氏名) 医師						

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
1欄では、各傷病について死因の型 (例: 急性)、病因 (例: 肺炎)、部位 (例: 胃噴門部がん)、性状 (例: 病理組織型) 等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期前」、または、分娩中の死亡の場合は「妊娠満期後の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満期後産後満期」と書いてください。

1欄及び2欄に記した手術について、術式又はその術名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

(歯科医師法施行規則の一部改正)

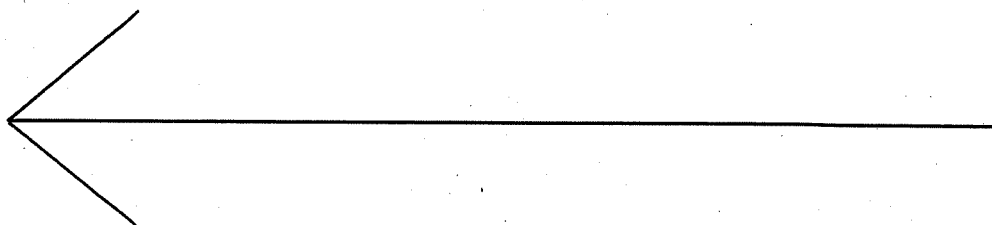
第九条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(死亡診断書の記載事項等) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。 一 十三 (略) 2 (略)	(死亡診断書の記載事項等) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、<u>記名押印又は署名</u>しなければならない。 一 十三 (略) 2 (略)

第二号の二書式から第四号書式までを次のように改める。



死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、星の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃腸門部など)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週何分何秒中」と書いてください。産後12日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に記した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付けて書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火炎による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、応等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名	明治 昭和 年 月 日 大正 平成 令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他 死亡したところ 番 地 番 号 (死亡したところの種別1-6) 施設 の 名 称 ()	
死亡の原因	(ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因 I II 発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分) 手術 1無 2有 { 部位及び主要所見 } 手術年月日 令和 平成 年 月 日 昭和 解剖 1無 2有 { 主要所見 }	
死因の種類	1病死及び自然死 外因死 { 下慮の外因死 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火炎による傷害 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12不詳の死	
外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところ 都道府県 市区町村 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム 単胎・多胎の別 1単胎 2多胎(子中第 子) 妊娠週数 満 週 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 母の生年月日 前回の妊娠の結果 出生児 人 追 加 事 項 1無 2有 { 3不詳 昭和 平成 年 月 日 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことから	上記のとおり診断する 診断年月日 令和 年 月 日 本診断書発行年月日 令和 年 月 日 番地 番 号 (氏名) 歯科医師	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち栄養士法施行規則第一号様式から第九号様式までの様式の改正規定中第一号様式を次のように改める。

